

第48回慶應 EU 研究会 EU 研究ワークショップ
(2010年10月23日)

報告者：東 史彦（慶應ジャン・モネ EU 研究センター）

「イタリア法、欧州人権条約およびEU法の関係」
- イタリア憲法裁判所 2007年10月24日判決 348号および349号 -

イタリア憲法は、2001年10月8日憲法的法律第3号による第5章の改正まで、国内法規範における国際条約の効力ないし序列に関する特定の規定を備えていなかった。そのため、イタリア法規範において、国際条約は、その批准承認施行命令法規と同等の序列にあると考えられていた。その例外の一つが、イタリア憲法11条（国際平和組織への参画）を根拠とするEU法であり、イタリア憲法の基本原則を除く国内法に対し優越し、EU法違反の国内法は通常裁判官により適用排除、または可能な限りEU法適合解釈される。

一方、欧州人権条約は、イタリアにおいて1955年8月4日法律第848号により批准施行され、形式的な序列は、法律の序列であった。しかし、次第に欧州人権条約の重要性を重視する学説が現われ、判例もその傾向もやや一貫性を欠く状態になっていっていたところ、2001年10月8日憲法的法律第3号によりイタリア憲法第5章が改正され、新たなイタリア憲法117条第1項が「立法権は、憲法と同様、共同体法および国際的義務に由来する拘束力に従い、国および州により行使される」と規定したため、新条文の導入後の欧州人権条約を含む国際条約のイタリア法規範における位置づけの明確化が注目されていた。

また、欧州人権条約は、EU条約6条2項に「連合は...欧州人権条約により保障され...る基本権を共同体法の一般原則として尊重する」と規定され、EU法規範において参照されることとなったため、欧州人権条約もEU法と同様に国内法に対して優越し、かつ欧州人権条約に反する国内法は国内通常裁判官によって適用排除されるとの判例も現われ、この点についての明確化も必要となっていた。

これらの点について、イタリア憲法裁判所は、イタリア破棄院2004年1339・1340号判決により、明らかにした。

欧州人権条約とEU法との関係については、欧州人権条約はEU法と異なり、一般的な国際条約であるとし、結果として、欧州人権条約に抵触する国内法はEU通常裁判により適用排除されるのではなく、イタリア憲法裁判所によりイタリア憲法117条にもとづいた憲法審査の対象となる。

また、本件で問題とされたイタリア法は、欧州人権裁判所判決により、欧州人権条約違反と判断されていたが、イタリア憲法裁判所は、こうした欧州人権裁判所の判例を根拠に、当該イタリア法が欧州人権条約と抵触し、したがってイタリア憲法117条違憲との結論を導いた。

欧州人権条約とEU法の相違の根拠について、イタリア憲法裁判所は、欧州人権条約システムおよび欧州審議会がECともEUとも司法的、機能的、制度的に異なり、いかなる国家主権の制限も伴っていない点、「共同体法の一般原則」化された欧州人権条約の基本権が関連性を有するのはEU法の適用領域に限定され、それ以外の領域における欧州人権条約と加盟国の法規範との関係に関しては、各加盟国の法規範により規律される問題である点、欧州人権条約は、個人の法的地位に直接および即時に影響を与えるものではなく、欧州人権裁判所の判決は加盟国の立法者に特定の行為を要求するものである点を挙げている。

イタリア憲法117条に国際条約の立法による遵守義務が規定されたことにより、国際条約は、国内法の憲法審査の基準となることになった。こうした判例ないし学説が定着するか、今後も注目して行きたい。